

## 2・4 バラスト水排出規制

### 1. バラスト水管理条約

平成 16(2004)年 2 月に IMO で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D-2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。

しかしながら、同条約の採択時には同基準を満足する処理技術が確立されていなかったことから、平成 18(2006)年 10 月の第 55 回海洋環境保護委員会(MEPC55)より、BWMS の開発状況を勘案しつつ、適用開始日など条約の運用に関する検討が行われてきた。その結果、平成 19(2007)年 12 月の IMO 第 25 回総会において、同基準の最も早期の適用となる平成 21(2009)年建造船については、BWMS の義務付けを一定期間猶予するとの決議が採択された。

平成 22(2010)年 3 月の MEPC60 において、バラスト水管理条約に規定されている適用日に従い、新造船の BWMS 搭載を国内法に規定するよう主管庁に促す決議が採択された。一方、審議において、BWMS の型式承認や供給能力に関する情報提供の必要性や、サンプリング方法の策定、型式承認された BWMS の実海域における実用性などの問題点が指摘された。また、平成 22(2010)年 9 月の MEPC61 では、船舶へのバラスト水処理システムの搭載について、条約の早期発効・円滑な履行のために解決すべき課題等について各国と情報共有が行われた。

- ① バラスト水処理システムの搭載が必要となる船舶の隻数
- ② 既存船(平成 20(2008)年以前に建造された船舶)については、平成 27(2015)年以降短期間でバラスト水処理装置の搭載が必要となることから、十分な修繕ヤードのキャパシティが必要であること、等

上記のバラスト水処理装置の搭載に係る課題等について、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において作業部会が設置され、レビューされた。同会合では、同条約が発効要件を充足してから発効するまでの期間(12 カ月)にバラスト水処理に係る技術的なレビューを行うことが合意され、各国等に対して、レビューに必要なクライテリアおよびデータを提案することが要求されていた。

平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 では、わが国が、日本関係船舶における BWMS の搭載状況を報告し、わが国関係船での BWMS 搭載が順調に進んでいないことから、レビューの適切な実施に向け、他国においても同様の調査を実施し、IMO において詳細に検討することを提案。多くの国・団体が BWMS 搭載状況調査(わが国主要船社支配船ベース)を有用なデータであることに理解を示し、各国に対し、わが国提案ベースのデータ収集フォームによるデータの提供を要請した結果、分析を進めていくことが合意された。

平成 24(2012)年 10 月の MEPC64 において、船主国数か国から BWMS 搭載状況の報告が行われたところ、他国においても BWMS の搭載状況がわが国同様に進んでいないことが判明した。このような状況から、条約を円滑に実施するために、BWMS 搭載スケジュールの見直しを検討するための CG 設置の提案をわが国が行った。

平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 および平成 26(2014)年 3 月の MEPC66 では、MEPC64 の我が国提案に基づき設置された CG の議論を踏まえた、BWMS 搭載スケジュールの直しに

関する IMO 総会決議案の検討、BWMS 承認ガイドライン(G8 ガイドライン)基準強化提案に関する審議、活性物質を用いた BWMS の承認作業等が行われた。

## 2. 審議結果 (MEPC65/MEPC66)

### (1) バラスト水処理装置(BWMS)の搭載適用時期の見直し

我が国の提案により設置された CG の審議内容を踏まえ、「条約発効までに BWMS 搭載が義務付けられる既存船について条約発効から当該船舶が保有する国際油汚染防止証書 (IOPP 証書)の有効期間満了(最大 5 年間)に対応する更新検査まで BWMS の搭載を猶予する事等を内容とする」IMO 総会決議案が合意された(同案は平成 25(2013)年 12 月の IMO 総会で採択)。

### (2) G8 ガイドラインの強化提案

現行の主官庁承認基準と型式承認済の BWMS の性能との間に乖離がみられる等の懸念から、承認基準の強化が提案され、実態調査の実施を含め、引き続き検討を行うことが合意された。

### (3) バラスト水処理装置の承認

MEPC64 以降、新たに基本承認 7 件、最終承認 5 件の活性物質を用いたバラスト水処理装置が承認された。これにより、基本承認済みの活性物質は 44 件、最終承認済みの活性物質は 30 件となった。